

参考資料1

小児慢性特定疾患対策の関係資料

小児慢性特定疾患治療研究事業の概要

小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となる。このため、児童の健全育成を目的として、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分を補助する制度。

事業の概要

対象年齢	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。）
補助根拠	児童福祉法第21条の5、第53条の2
実施主体	都道府県・指定都市・中核市
補助率	1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）
自己負担	保護者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。ただし、重症患者に認定された場合は自己負担はなし。

沿革

昭和43年度から計上	
昭和49年度	整理統合し4疾患を新たに加え、9疾患群からなる現行制度を創設。
平成2年度	新たに神経・筋疾患を加え、10疾患群とする。
平成14年度	「小児慢性特定疾患治療研究事業の今後のあり方と実施に関する検討会」の報告書とりまとめ
平成17年度	児童福祉法に基づく法律補助事業として実施するとともに、慢性消化器疾患群を追加し11疾患群とする。また、日常生活用具給付事業などの福祉サービスも実施。



対象疾患

悪性新生物	11疾患群(514疾患)
慢性腎疾患	H24年度給付人数
慢性呼吸器疾患	111,374人
慢性心疾患	母子保健課調べ
内分泌疾患	H24年度総事業費
膠原病	258.8億円
糖尿病	H24交付決定ベース
先天性代謝異常	
血友病等血液・免疫疾患	
神経・筋疾患	
慢性消化器疾患	

すべて
入院・通院
ともに対象

[小児慢性特定疾患治療研究事業]

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十一条の五 都道府県は、厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかつていることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(政令で定めるものに限る。)であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～五 (略)

五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六～九 (略)

第五十三条の二 国庫は、第五十条第五号の二の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額

階層区分	収入の目安	自己負担限度額	
		入院	外来
A 生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B 生計中心者の市町村民税が非課税の場合	205万円以下	0	0
C 生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	205～232万円	2,200	1,100
D 生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	232～251万円	3,400	1,700
E 生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	251～286万円	4,200	2,100
F 生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	286～372万円	5,500	2,750
G 生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	372～457万円	9,300	4,650
H 生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	457万円以上	11,500	5,750
重症者認定		0	0

同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。

(備考)

- 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度(7月1日から翌年の6月30日をいう。)において市町村民税が課税されていない(地方税法第323条により免除されている場合を含む。)場合をいう。
- この表の「所得税課税年額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した彈力性のある取扱いをして差し支えない。
- 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。
- 収入は、世帯モデル夫婦子ども1人、配偶者所得なしと設定

小児慢性特定疾患治療研究事業の所得区分利用者数

階層区分	人数(人)	
	対象人数	割合
A 生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	1,267	1.1%
B 生計中心者の市町村民税が非課税の場合(～205万円)	13,526	12.1%
C 生計中心者の前年の所得税が非課税の場合(205～232万円)	12,568	11.3%
D 生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合(232～251万円)	2,148	2.0%
E 生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合(251～286万円)	4,066	3.7%
F 生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合(286～372万円)	10,717	9.6%
G 生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合(372～457万円)	11,403	10.2%
H 生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合(457万円以上)	39,683	35.6%
重症者認定	15,996	14.4%
合計	111,374	100.0%

1 年収については、世帯モデル夫婦子ども一人、配偶者所得なしと設定。

2 各階層の人数及び割合については、平成24年度母子保健課調べ

既認定者における小児慢性特定疾患の新たな自己負担について

現行 (単位:円)		
自己負担割合: 就学前 2割、就学後 3割		
* 所得の目安は、夫婦子一人世帯の場合	外来	入院
重症患者 (15,996人、14.4%)	0	0
A階層 (13,526人、12.1%) 市町村民税非課税	0	0
B階層 (~年収232万) (12,568人、11.3%)	1,100	2,200
C階層 (~年収251万) (2,148人、2.0%)	1,700	3,400
D階層 (~年収286万) (4,066人、3.7%)	2,100	4,200
E階層 (~年収372万) (10,717人、9.6%)	2,750	5,500
F階層 (~年収457万) (11,403人、10.2%)	4,650	9,300
G階層 (年収457万~) (39,683人、35.6%)	5,750	11,500

(参考) ()内の数値は、平成24年度4月時点における受給者数
及び全受給者(111,374人)に対する構成割合(母子保健課調べ)

経過措置(3年間) (単位:円)		
自己負担割合: 2割		
* 所得の目安は、夫婦子一人世帯の場合	外来+入院	
一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者
低所得 市町村民税 非課税 ~年収80万	1,250	1,250
低所得 市町村民税 非課税 ~年収200万	2,500	
一般所得 市町村民税 課税以上 ~約7.1万円 (~年収430万)	2,500	500
一般所得 市町村民税 ~約25.1万円 (~年収850万)	5,000	
上位所得 市町村民税 約25.1万円~ (年収850万~)	10,000	

原則 (単位:円)		
自己負担割合: 2割		
* 所得の目安は、夫婦子一人世帯の場合	外来+入院	
一般	重症()	人工呼吸器等装着者
低所得 市町村民税 非課税 ~年収80万	1,250	
低所得 市町村民税 非課税 ~年収200万	2,500	
一般所得 市町村民税 課税以上 ~約7.1万円 (~年収430万)	5,000	2,500
一般所得 市町村民税 ~約25.1万円 (~年収850万)	10,000	5,000
上位所得 市町村民税 約25.1万円~ (年収850万~)	15,000	10,000

食費: 負担限度額内で自己負担(実質負担なし)

食費: 自己負担なし

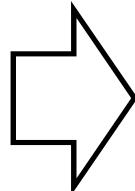
食費: 1 / 2を自己負担

(参考) 健康保険における入院時の食費
・一般世帯: 260円 / 食(この他、所得等に応じ210円、160円)

「重症」は、難病の医療費助成制度の「長期かつ高額」のほか、現行基準での重症患者も含む。

新規認定者における小児慢性特定疾患の新たな自己負担について

高額療養費制度 (現行・70歳未満)(単位:円)	
自己負担割合: 就学前 2割・就学後 3割	
* 所得の目安は、 夫婦子一人 世帯の場合	外来 + 入院
低所得 市町村民税非課税	35,400円 [多数該当24,600円]
一般所得 ~年収770万	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当44,400円]
上位所得 年収770万 ~	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% [多数該当83,400円]



原 則 (単位:円)		
自己負担割合: 2割		
* 所得の目安は、 夫婦子一人 世帯の場合	外来+入院	
	一般	重症()
低所得 市町村民税 非課税 ~年収80万	1,250	1,250
低所得 市町村民税 非課税 ~年収200万	2,500	2,500
一般所得 市町村民税 課税以上 ~約7.1万円 (~年収430万)	5,000	2,500
一般所得 市町村民税 ~約25.1万円 (~年収850万)	10,000	5,000
上位所得 市町村民税 約25.1万円~ (年収850万~)	15,000	10,000

「重症」は、難病の医療費助成制度の「長期かつ高額」のほか、現行基準での重症患者も含む。

食費:全額自己負担



食費: 1 / 2 を自己負担

(参考) 健康保険における入院時の食費 ・一般世帯: 260円 / 食 (この他、所得等に応じ210円、160円)
--

(参考)自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み

利用者負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担額を設定。(これに満たない場合は1割)
費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層について、更に軽減措置を実施。

所得区分	更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続	
一定所得以上	対象外	対象外	20,000円	市町村民税235,000円以上
中間所得 中間所得2 中間所得1	医療保険の高額療養費 精神通院の殆どは重度かつ継続	10,000円 5,000円 5,000円 2,500円 0円	10,000円 5,000円 5,000円 2,500円 0円	市町村民税課税以上 235,000円未満 市町村民税課税以上33,000円未満 市町村民税課税以上33,000円未満
低所得2	5,000円			市町村民税課非課税 (本人収入が800,001円以上)
低所得1	2,500円			市町村民税課非課税 (本人収入が800,000円以下)
生活保護	0円			生活保護世帯

「重度かつ継続」の範囲

疾病、症状等から対象となる者

[更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

[精神通院] 総合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

[更生・育成・精神通院] 医療保険の多数該当の者

平成26年度予算概算要求及び予算・人数の推移

厚生労働省 平成26年度予算概算要求の主要事項より抜粋

慢性疾患を抱える児童などへの支援【一部新規】 134億円(130億円)

小児期に小児がん等の特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減及び患児や家族への福祉的支援策の充実を図る。併せて、その治療や研究に資する登録管理データの精度向上のための仕組みを構築する。

なお、小児慢性特定疾患対策については、難病対策と同様、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」(平成25年8月21日閣議決定)を踏まえ、予算編成過程において検討を加え、必要な措置を講ずる。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額 (単位:億円)	108	108.8	109.3	114.1	127.9	129.5
給付人数 (単位:人)	105,409	106,368	107,894	108,790	110,269	111,374

出典:厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ(24年度は速報値)

(参考) 平成23年度11疾患群別給付人数

悪性新生物	: 15,507人	糖尿病	: 7,443人
慢性腎疾患	: 9,455人	先天性代謝異常	: 4,822人
慢性呼吸器疾患	: 3,270人	血友病等血液・免疫疾患	: 4,428人
慢性心疾患	: 17,654人	神経・筋疾患	: 5,456人
内分泌疾患	: 35,173人	慢性消化器疾患	: 3,144人
膠原病	: 3,917人		

小児慢性特定疾患の新たな医療費助成制度について

医療費助成の対象疾患の拡大

- ・ 対象疾患数: 514疾患 約600疾患(対象となる候補の疾患数)
- ・ 受給者数: 約11.0万人(平成23年度) 約14.8万人(平成27年度試算)

専門委員会報告(案)の考え方に基づいて、医療費助成を行った場合の事業規模の変化

年度	平成25年度	平成27年度(試算)
総事業費 (国費)	約260億円 (約130億円)	約320億円 (約160億円)

入院時食事療養・生活療養費

入院時食事療養費は、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、その一部を支給し、患者負担の軽減を図る仕組み。

入院時生活療養費は、65歳以上の方が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給し、患者負担の軽減を図る仕組み。

それぞれの支給額は、食費及び居住費について定めた「基準額」から、被保険者が負担するものとして定めた「標準負担額」を控除した金額

支給方法は、各保険者が被保険者に代わり保険医療機関に直接支払う現物給付方式

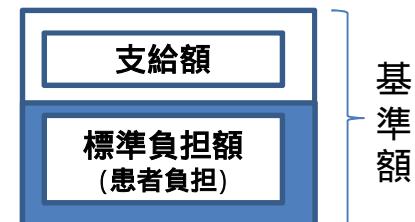
<標準負担額の例>

区分	療養病床に入院する 65歳以上の者(1)	左以外の者 (一般病床など)
一般	(食費)1食460円(2) (居住費)1日320円	1食につき 260円
市町村民税非課税の者等	(食費)1食210円 (居住費)1日320円	1食につき 210円(3)
上記のうち、世帯全員が 一定の所得以下等	(食費)1食130円 (居住費)1日320円	1食につき 100円

1:難病等の入院医療の必要性の高い者(医療区分
の負担額は、1食260円等(居住費の負担なし。))
療養病床全体の約70% 平成20年)

2:管理栄養士等による栄養管理、適時・適温の食事等が提供されている場合に限る。

3:過去1年間の入院日数が90日超の場合、160円



(参考)介護保険施設(多床室)に入所している者の例	
標準的な利用者負担額	(食費)1日1380円 (居住費)1日320円
年金80万円超で市町村民 税非課税の者	(食費)1日650円 (居住費)1日320円
年金80万円以下の者	(食費)1日390円 (居住費)1日320円
生活保護を受給している者	(食費)320円 (居住費)0円

窓口で医療費を払えない場合の支援

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額の特例

- ・ 災害、失業等により、所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力的な取扱いをすることができる。

医療保険制度における一部負担金減免又は徴収猶予

- ・ 保険者は、特別の理由()がある被保険者で、通常の一部負担金(窓口で支払うべき医療費)を支払うことが困難であると認められる者に対して、減免又は徴収猶予を行うことができる(健保法第75条の2、国保法第44条。減免に要する費用は保険者負担)。

「特別の理由」とは、～のいずれかの事由に該当する場合をいう。

震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
～に掲げる事由に類する事由があったとき。

生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）

- ・ 必要な資金を他から借り受けることが困難な低所得者世帯(市町村民税非課税程度)等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。
- ・ 疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費については、「福祉資金」の「福祉費」として、療養期間が1年以内のときは上限170万円、1年超～1年半以内のときは上限230万円を目安として貸付を受けられる。保証人ありの場合、無利子。

小児慢性特定疾患児への成人期に向けた総合的な支援

〔基本的な考え方〕

小児慢性特定疾患児(以後、小慢患児)については、児童の健全育成を旨とする児童福祉法に基づき、医療費助成や療育相談指導等により自立に向けた支援がなされている。

医療費助成については、今後難病の対象疾患拡大による対応が図られる。

合わせて、就労支援も含め患児の成人期に向けた自立支援の充実を図ることが重要であり、地域のニーズに応じて、総合的な支援策を講じる。

(患児の自立に向け地域関係者が一体となった支援の事業など、支援の強化を予定(平成26年度予算概算要求))。

〔参考〕

1 成人後の小慢患児の就労状況

「仕事あり」54% 「仕事なし」43%。

仕事をしていない理由

「働く必要なし(主婦・学生等)」40% 「症状が重く就労は困難」15% 「求職活動したが就職不可」11%
 「症状により求職活動に取り組めていない」7% 「通勤可能圏内に希望する就職先なし」3%

2 小慢患児であった者の最終学歴

中学4% 高校38% 短大7% 大学・大学院28%

一般の者の最終学歴(25~29歳) 平成22年国勢調査より

中学5% 高校29% 短大・高専18% 大学・大学院29%

3 小慢患児の成人後の医療費助成の状況

医療費助成受給者27%(うち難病55%、自立支援医療(更生医療)9%)

4 小慢患児の成人後の障害者手帳等保持状況、年金・手当等の状況

- ・ 身体障害者手帳所持31%、療育手帳所持15%、精神障害者保健福祉手帳所持1% (重複あり)
- ・ 年金・手当を受給22%(うち障害基礎年金93%、特別障害者手当13%)

5 他の医療費助成

- ・ 難病に係る医療費助成
- ・ 高額療養費の特例(高額長期疾患)(慢性腎不全(人工透析)、血友病A・B)
- ・ 自立支援医療(更生医療、精神通院医療)(先天性心疾患、軟骨無形成症、点頭てんかん等)

(出典)特にことわりのないものは、平成23年度厚生労働科学研究費「小児慢性特定疾患のキャリーオーバー患者の実態とニーズに関する研究」

(参考) 小児慢性特定疾患治療研究事業受給者であった20歳以上の患者の就労・制度利用等の状況

(出典) 平成23年度厚生労働科学研究費

「小児慢性特定疾患のキャリーオーバー患者の実態とニーズに関する研究」

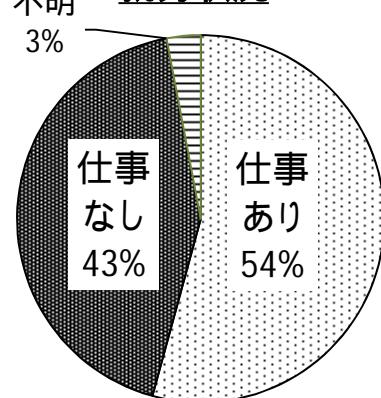
全国640施設の20歳以上移行者6356人のうち、839人の患者又は家族のアンケート結果

生活・就労について

日常生活の自立状況

日常生活の自立状況 (n = 839)	
特に障害なし	505人 (60%)
何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立して独力で外出可能	210人 (25%)
屋内では概ね自立、しかし介助なしには外出不可	65人 (8%)

就労状況



年金・手当の受給

年金・手当の受給 (n = 839)	
受給していない	587人 (70%)
している	187人 (22%)
わからない・不明	65人 (8%)

受給している年金 (n = 187)

年金種別	受給者数	割合
障害基礎年金	173人	(93%)
特別障害者手当	25人	(13%)
その他	8人	(4%)

未就労者の状況

仕事をしていない理由 (n=359)	
働く必要なし(学生、主婦等)	145人 (40%)
症状が重く就労は困難	55人 (15%)
求職活動したが就職不可	39人 (11%)
症状により求職活動に取り組めていない	24人 (7%)
通勤可能圏内に希望する就職先なし	10人 (3%)
働く意欲なし	4人 (1%)
その他	42人 (12%)

手帳・医療費助成について

手帳の所有について

手帳の所有あり	割合
身体障害者手帳	31%
療育手帳	15%
精神障害者保健福祉手帳	1.2%

(重複あり)

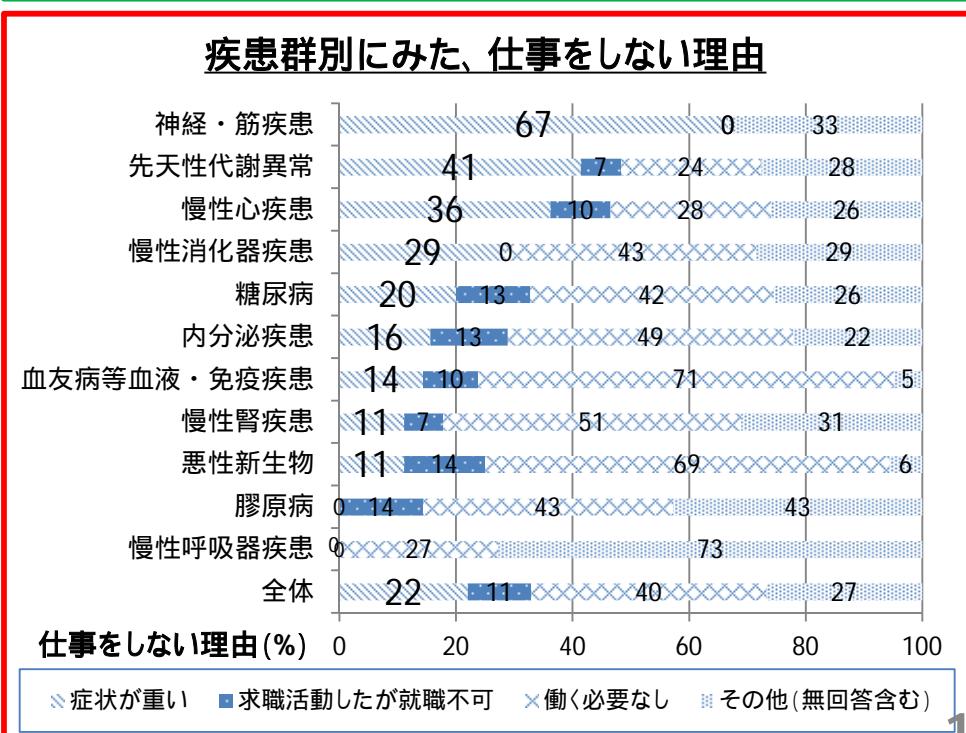
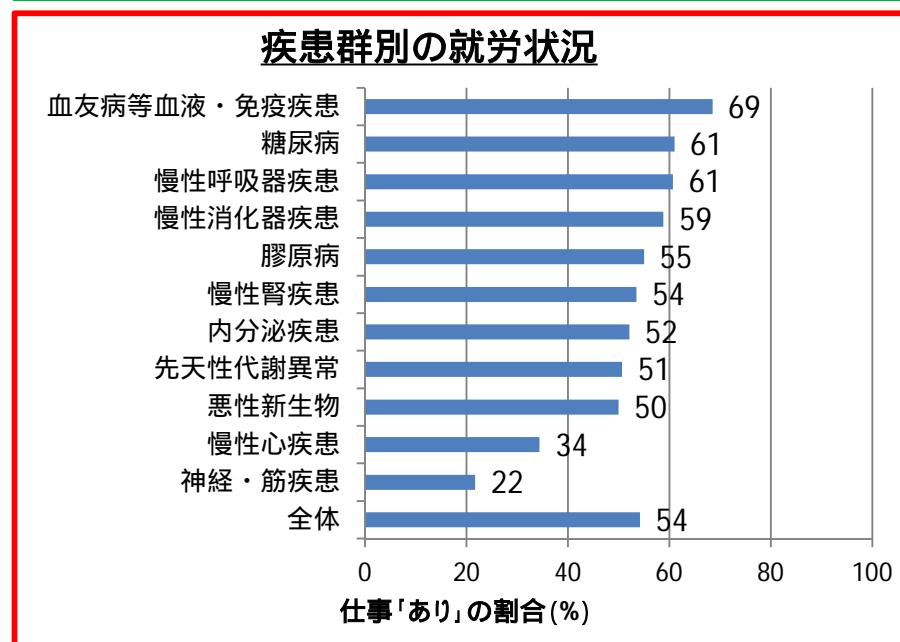
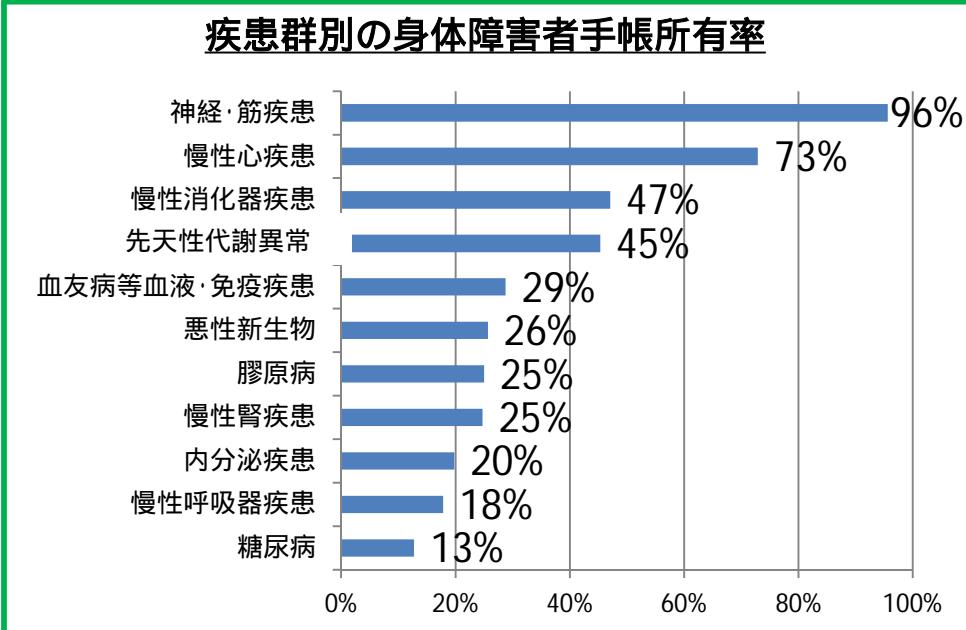
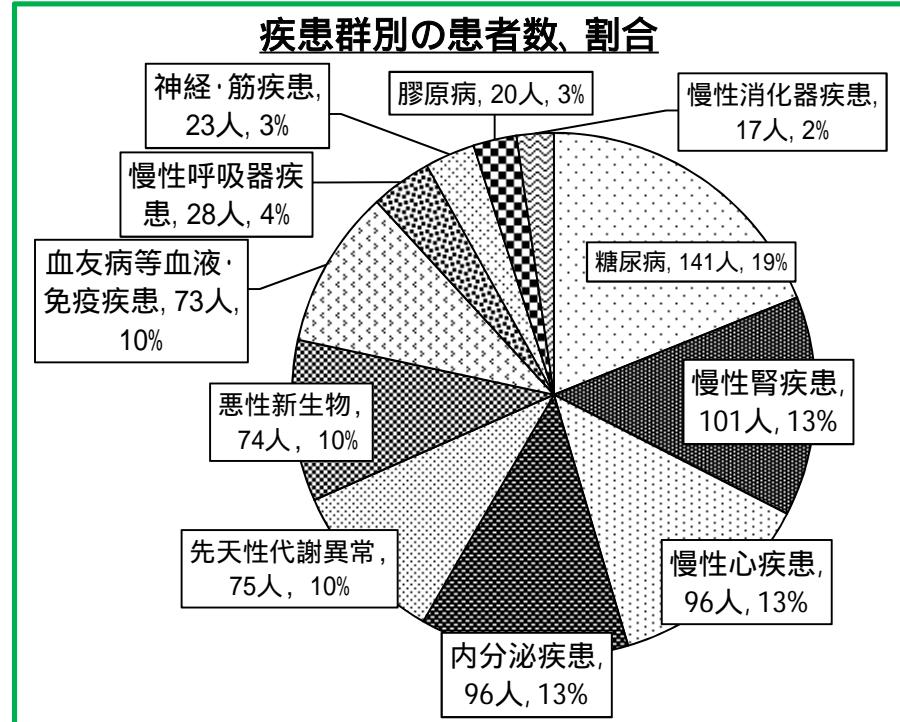
医療費助成受給状況

医療費助成の受給 (n=839)	
受給していない	495人 (59%)
受給している	227人 (27%)
わからない・不明	117人 (14%)

受給している (n=227)

受給内容	受給者数	割合
難病(特定疾患)	124人	(55%)
自立支援医療(更生病療)	20人	(9%)

疾患群別にみた、身体障害者手帳所有、就労の状況



小児慢性特定疾患児の自立支援の強化

平成26年度予算概算要求

【慢性疾患児地域支援事業】

【事業の目的・内容】

慢性疾患を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている子どもの自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。

(必須事業)

慢性疾患児地域支援協議会
相談支援事業

(任意事業)

ピアサポート事業
学校生活支援事業
家族支援事業
自立支援事業

実施主体:都道府県・指定都市・中核市



相談支援(継続)



ex

- ・療育相談指導事業
- ・巡回相談指導事業
- ・ピアカウンセリング事業

慢性疾患児既養育者による相談支援

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業についても平成26年度概算要求において要求中。

小児慢性特定疾患児手帳の交付に要する費用を平成26年度概算要求において要求中。

ピアサポート(新規)



ex

- ・キャンプ
- ・患児同士の交流会

学校生活支援(新規)



ex

- ・学校と患児の架け橋支援
- ・理解促進のための普及啓発

家族支援(新規)



ex

- ・きょうだいの一時預かりの利用支援
- ・きょうだい同士の交流
- ・お見舞いのための宿泊支援

自立支援(新規)



ex

- ・就労相談会
- ・職場体験

小児慢性特定疾患児の就労支援 (活用しうる主な施策)

職業相談・職業紹介

- ・ 求職者の状況により必要に応じて専任の担当者制で対応

トライアル雇用奨励金

- ・ 職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者であって一定の要件を満たす者について、ハローワークの職業紹介により、事業主との間で有期雇用契約を締結し、3ヶ月間の試行雇用を実施。就職に対する不安を軽減し、事業主と労働者の相互の理解を深め、その後の常用就労を目指す。(事業主に対し、1人につき月4万円の奨励金支給)
その他、障害者を対象とする、障害者トライアル雇用奨励金がある。

雇入助成(特定求職者雇用開発助成金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金)

- ・ 障害者手帳保有者等、難病該当者について、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成。(大企業50万円、中小企業135万円(重度障害者の場合、それぞれ100万円、240万円。また短時間労働者の場合、それぞれ30万円、90万円))

職業訓練(求職者支援制度)

- ・ 雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練を実施するとともに、訓練期間中、一定の要件(収入・資産等)を満たす者に対して、職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給するとともに、ハローワークで就職支援を行うことにより、早期の就職を支援。(1コース3～6月、給付金は月額10万円と交通費(所定の額))